賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特記仕様書

本特記仕様書は、委託者と受託者との間で締結する契約書の一部を構成し、賃金の変動に基づく契約金額の変更について、必要な事項を定めるものとする。本特記仕様書に定めのない事項については、契約書その他の関係書類の定めるところによる。

第１条　委託者又は受託者は、履行期間内で履行期間開始の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

２　前項の請求は、請求の理由、算定の基準日、変更を求める契約金額及びその算定根拠を記載した書面により行うものとする。この場合において、請求を行う者は、賃金水準の変動及び算定内容を確認するために必要な資料を併せて提出しなければならない。

３　委託者又は受託者は、第１項の規定による請求があったときは、変動前残委託代金額と変動後残委託代金額との差額のうち、変動前残委託代金額の 100 分の１を超える額について、契約金額の変更に応じなければならない。この場合において、「変動前残委託代金額」とは、契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する委託代金額を控除した額をいい、「変動後残委託代金額」とは、直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した額に置き換えて得た、変動前残委託代金額に相応する額をいう。

４　変動前残委託代金額及び変動後残委託代金額は、請求のあった日を基準とし、賃金水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。

５　第１項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

６　第４項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第１項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

７　契約金額を変更するときは、委託者と受託者とが変更内容を確認し、書面により変更契約を締結するものとする。